

2025 年度「E-commerce Academy」参加要綱

1. 参加の取り決め

- (1) 参加申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (2) 参加申込は、所定の期日までに「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (3) 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」）および委託先によるお客様の選定を行います。不選定の理由は、回答できません。

2. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェトロおよび委託先は、お客様が参加資格を有しないことが判明した場合、参加の承諾、取り決めをした時も含めて何時でも、それらを無効とすることができます。あわせてジェトロまたは委託先に生じた一切の損害（直接の損害額）に加え、ジェトロおよび委託先が当該事業参加に起因または関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用等を含むがこれに限らない）を請求します。なお、お客様は参加資格の喪失に関して発生したいかなる損害の賠償についてジェトロおよび委託先に請求できないものとします。
- (2) ジェトロおよび委託先は、お客様が募集要項および本要綱、別紙「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に違反した場合、催告なしに、参加の承諾、取り決めに解除することができます。これによって生じる損害についてジェトロおよび委託先は、賠償請求できるものとします。

3. キャンセルポリシー

参加申込後、原則キャンセルは不可となります。やむをえない事情によりキャンセルを希望する場合には、速やかにジェトロへご連絡ください。相応の理由なしにキャンセルされた場合は、今後ジェトロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。

4. 事業の中止等

- (1) ジェトロおよび委託先は、ジェトロおよび委託先の責任に帰することのできない事由、外交関係、

別紙

経済関係等のやむを得ない事由により事業実施が困難になった場合など、本サービスの一部または全部を変更または中止できるものとします。

- (2) 天災、現地の政情その他ジェトロおよび委託先の責任に帰することのできない事由により本サービスの一部または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロおよび委託先は申込受領後であっても、本サービスの一部または全部を変更または中止することがあります。その際、本サービスの参加にあたり参加企業の側に発生した経費・損害があった場合であっても、ジェトロおよび委託先が補填することはできません。

5. 定めのない事項の発生

- (1) 本要綱にない事項及び補足事項などは「募集要項」に定めます。本要綱に定めのない事項が発生した場合、または委託先が新たな事項を定めた場合、ジェトロおよび委託先はその対策を決定することができるものとします。その場合、ジェトロおよび委託先はすみやかに参加企業に通知するものとし、参加企業はジェトロおよび委託先の決定した対策に従うものとします。
- (2) 「募集要項」および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロおよび委託先がその対応を決定するものとします。

6. 反社会勢力の排除

- (1) お客様は、ジェトロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
 - ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行いう予定があること。
 - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ) 暴力的な要求行為。
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

別紙

- ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
- ホ) 前各号に準ずる行為。
- ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客様が前項 6.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェトロおよび委託先は事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。
- (3) 前項 6.(2)の定めに基づき、ジェトロが参加の取り決めに解除した場合、お客様は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。
- (4) 上記 6.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、お客様が、6.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。
- (5) 以下に該当する場合は参加不可です。該当するとされた場合は不選定または選定取消となります。
- ① 公序良俗に反する事業者
- ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業者（風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号））第 2 条により定める営業内容

7. ウェビナーご利用条件

- (1) ジェトロは、お客様がこの利用条件・免責事項を遵守することを条件として、講師、ジェトロ（職員）、主催者、その他のサービス提供者（以下「本サービス提供者」）の映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」）を、インターネット回線を通じた WEB アプリケーションにて提供する、ウェブセミナー（以下「本ウェビナー」）サービスを実施します。
 - (2) ジェトロは、本サービスの品質向上のため、本ウェビナーの内容の全部又は一部を録画、録音することができます。
 - (3) ジェトロは、本サービスの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本ウェビナーの実施に利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。
 - (4) お客様がご使用の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」）の設定を含む、以下の環境（以下「設定環境」）を満たしているか、ご確認ください。
- 設定環境

- ① ジェトロの指定する「ZOOM」アプリケーション（変更可能性あり）を次号のデバイスにインストール済みであり、これが視聴可能 であること。※詳細は、「ZOOM」のウェブサイト をご確認ください。
- <https://ZOOM.us/>
- ② PC 等のデバイスが準備されていること。 設定環境が満たされない場合には、映像又は音声途切れ又は停止する等、正常に本サービスを継続できないことがあります。 なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。
- (5) 本サービスにより提供された情報及び本コンテンツは、本ウェビナー視聴用途限り、お客様のみにてご利用ください。
- (6) 本サービスについて、本コンテンツに関する著作権は、ジェトロ、委託先等の著作権者（以下総称して「著作権者」）に帰属します。
- (7) お客様は、理由の如何を問わず、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちに本サービスの全部又は一部の実施を中止し、又は、お客様の本ウェビナーの視聴を中止させていただきます。
- (8) 本コンテンツを、著作権者の承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用 等することは、著作権を侵害する行為であり、当該侵害者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、 ジェトロ、委託先等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- (9) お客様は、ジェトロが、その裁量により、本コンテンツを複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二 次的利用等し、及び／又は本サービスの成果（お客様の質疑、アンケート結果等を含みますが、これに限られません。）を公表することに承諾するものとし、これに関し、お客様は何らの人格権も行使しないものとします。
- (10) 前各項に定めるほか、お客様は、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守するものとします。
- ① 本サービスのアクセス URL、ID、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
- ② 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように申込時の氏名（フルネーム）をご記載ください。
- ③ 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
- ④ 本サービス提供時には、第三者がお客様の PC 等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。

別紙

- ⑤ 本サービス提供時に資料を投影することがありますので、画面の大きい PC 等の機器の使用を推奨します。
- (11) 本利用条件及び免責事項と、他の利用条件等が矛盾、抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に適用が排除されていない限り、本利用条件及び免責事項が優先するものとします。
- (12) ジェトロは、お客様への個別通知又は WEB サイトへの掲載により、本利用条件及び免責事項の内容を変更することができます。
- (13) 募集要項の「4. 修了要件」を満たさない場合、受講料（10 万円）は参加者の自己負担とします。ただし、ジェトロがやむを得ないと判断する事由がある場合にはこの限りではありません。
- (14) 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- (15) 本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

8. 免責事項

- (1) 本サービスは委託先および委託先の関係会社、連携先、協力先、委託先から紹介を受けた先などが提供する役務を利用して実施するものです。本サービスにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報等の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本サービスの実施過程および委託先等の提供する役務・情報等に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び委託先はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- (2) ジェトロは、本サービスにおける指定アプリケーション等の作動安定性を保証するものではなく、指定アプリケーション等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又は PC 等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- (3) ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の視聴を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
- ② 正当な理由の有無にかかわらず、本講演者が本ウェビナーの全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。

別紙

- ③ 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき。
 - ④ 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - ⑤ 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - ⑥ お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
 - ⑦ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - ⑧ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - ⑨ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
- (4) ジェトロは、指定アプリケーション等の WEB 会議を構築するシステム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等(以下「システム侵害等」)の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- (5) 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- (6) ジェトロおよび委託先は本サービスに起因または関連して生じたあらゆる損害について一切責任を負いません。ただし、ジェトロおよび委託先の故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (7) 本サービスの参加により、ジェトロが本サービスの結果について、個社が特定されない形で匿名化し、統計的処理をしたうえで結果に関する集計結果を对外公表することに同意したものとします。

以上

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

参加企業は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」）を確認のうえ、これに同意、承諾すること。

記

1. 参加企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理 に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。

2. 参加企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、EC サイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。

3. 参加企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品 に関する参加企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法 による契約を含みますが、これに限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。

4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、参加企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。

5. 参加企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが参加企業に対しこれを求償することがあることを確認します。

6. 本特記事項の定めがジェトロと参加企業との間他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、

別紙

本特記事項の定めが優先することを確認します。

7. 参加企業は、ジェトロに対し、参加企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履 践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：参加企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。参加企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点か ら参加企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

- ・ リスト規制

参加企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト安全保障貿易管理（リスト規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>

- ・ キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、参加企業自身で、補完的輸出規制(キャッチオール規制)に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、1 外国企業等の需要者の情報(需要者要件)、需要者における用途(用途要件)を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は2 経済産業大臣から、

許可申請をすべき旨文書にて通知された場合(インフォーム要件)に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省 HP をご参照ください。

※経産省 HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制(キャッチオール規制)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

- ・ 米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則(Export Administration Regulations)は、1 米国原産品目、2 特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目(組み込み品)、3 特定の米国規制技術が使用されている品目(直接製品)を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています(域外適用)。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください(中国等

別紙

の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります)。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf)